

社会福祉法人 緑星の里 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- | | |
|---------------|---------------|
| (ア) 障害者支援施設 | 永光の設置経営 |
| (イ) 障害者支援施設 | 光陽荘の設置経営 |
| (ウ) 障害者支援施設 | 青雲の設置経営 |
| (エ) 特別養護老人ホーム | 陽明園の設置経営 |
| (オ) 障害者支援施設 | やまぶきの設置経営 |
| (カ) ケアハウス | ナイスディやなぎの設置経営 |
| (キ) 障害者支援施設 | ライフウィングの設置経営 |

(2) 第二種社会福祉事業

- | |
|------------------------------------|
| (ア) 老人デイサービス事業の設置経営 |
| (イ) 老人短期入所事業の設置経営 |
| (ウ) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業 (東胆振ケアセンター) |
| (エ) 障害福祉サービス事業の設置経営 |
| (オ) 一般相談支援事業 (サポート) |
| (カ) 特定相談支援事業 (サポート) |
| (キ) 障害児相談支援事業 (サポート) |
| (ク) 認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホームハーモニー) |

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人緑星の里という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道苫小牧市字植苗121番地7に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

5 第3項の専務理事をもって社会福祉法第四十五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第5章 運営協議会

（責任の免除）

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第24条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2 なお、「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定める。

（顧問及び名誉理事）

第25条 この法人に顧問及び名誉理事を置くことができる。

2 顧問及び名誉理事は当法人の理事又は監事として10年以上在任した者の中から、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問及び名誉理事はこの法人の業務について理事長の諮問に応え、又は意見を具申する。

（職員）

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（運営協議会の設置）

第27条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第28条 運営協議会の委員は6名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第29条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- （1） 地域の代表者
- （2） 利用者又は利用者の家族の代表者
- （3） その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第30条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第31条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第32条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

（構成）

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道苫小牧市北栄町3丁目11番地3、11番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 - 永光園舎1棟 (面積 831.42 平方メートル)
 - 北海道苫小牧市北栄町3丁目11番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

永光訓練棟1棟 (面積 90.00 平方メートル)
北海道苫小牧市北栄町3丁目11番地13、11番地1所在の木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

永光生活訓練棟兼作業棟1棟 (面積 306.18 平方メートル)
北海道苫小牧市北栄町3丁目11番地13、11番地2、11番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

永光作業棟1棟 (面積 170.10 平方メートル)
永光 (延面積 1,397.70 平方メートル)

- (2) 北海道苫小牧市字植苗121番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

光陽荘園舎1棟 (面積 1,935.97 平方メートル)
同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

光陽荘作業訓練棟1棟 (面積 713.83 平方メートル)
同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

光陽荘自立生活訓練棟1棟 (面積 248.24 平方メートル)
光陽荘 (延面積 2,898.04 平方メートル)

- (3) 北海道苫小牧市字植苗121番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

青雲園舎1棟 (面積 1,475.19 平方メートル)
同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

青雲作業訓練棟1棟 (面積 159.41 平方メートル)
同番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

青雲作業棟1棟 (面積 136.08 平方メートル)
北海道苫小牧市字植苗121番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

管理訓練棟1棟 (面積 758.15 平方メートル)
青雲 (延面積 2,528.83 平方メートル)

- (4) 北海道苫小牧市字植苗51番地172、51番地240、51番地241、51番地177所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

陽明園園舎1棟 (面積 4,114.36 平方メートル)
北海道苫小牧市字植苗51番地172、51番地177所在の鉄骨鉄筋コ

- シンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
 陽明園園舎 1 棟 (面積 438.16 平方メートル)
 陽明園 (延面積 4,552.52 平方メートル)
- (5) 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 156、51 番地 177 所在の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 1 階建
 デイサービスセンター陽明園園舎 1 棟
 (延面積 584.59 平方メートル)
- (6) 北海道苫小牧市字植苗 121 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 やまぶき園舎 1 棟 (面積 1,673.32 平方メートル)
 同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 やまぶき作業訓練棟 1 棟 (面積 686.41 平方メートル)
 やまぶき (延面積 2,359.73 平方メートル)
- (7) 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 177、51 番地 172、51 番地 156 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
 東胆振ケアセンター 1 棟 (面積 4,224.48 平方メートル)
 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 156 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 倉庫 1 棟 (面積 81.00 平方メートル)
 東胆振ケアセンター (延面積 4,305.48 平方メートル)
- (8) 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 156 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
 グループホームハーモニー 1 棟 (延面積 678.74 平方メートル)
- (9) 北海道苫小牧市柳町 4 丁目 8 番 896 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
 ナイスディヤなぎ及びデイサービスセンター 1 棟
 (延面積 2,688.99 平方メートル)
- (10) 北海道苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 永光自立訓練棟 1 棟 (延面積 385.73 平方メートル)
- (11) 北海道苫小牧市字植苗 121 番地 7 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 ワークランドのぞみ園舎 1 棟 (面積 503.03 平方メートル)
 同番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
 ワークランドのぞみ作業所 1 棟 (面積 64.46 平方メートル)
 ワークランドのぞみ (延面積 567.49 平方メートル)
- (12) 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 177、51 番地 172、51 番地 156 所在の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 1 階建
 ライフウィング 1 棟 (延面積 1,746.47 平方メートル)
- (13) 北海道苫小牧市字植苗 51 番地 232 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 ケアホーム 1 棟 (延面積 169.75 平方メートル)
- (14) 北海道苫小牧市字植苗 129 番地 220 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建
 ケアホーム 1 棟 (延面積 216.56 平方メートル)
- (15) 北海道苫小牧市柳町 4 丁目 13 番地 30 号所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 ケアホーム 1 棟 (延面積 121.73 平方メートル)
- (16) 北海道苫小牧市双葉町 3 丁目 56 番地 3 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建
 総合サポートセンター 1 棟 (延面積 588.11 平方メートル)
- (17) 北海道苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番 4 所在の永光敷地 宅地 1 筆
 (953.61 平方メートル)
- (18) 北海道苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番 13 所在の永光敷地 宅地 1 筆

- (569.78 平方メートル) (379.30 平方メートル)
- (19) 北海道苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番 1 所在の永光敷地 宅地 1 筆
(658.81 平方メートル)
- (20) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 156 所在の陽明園及び東胆振ケアセンタ
ー敷地 宅地 1 筆
(4,561.87 平方メートル)
- (21) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 172 所在の陽明園及び東胆振ケアセンタ
ー敷地 宅地 1 筆
(6,186.03 平方メートル)
- (22) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 233 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(334.00 平方メートル)
- (23) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 240 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(747.00 平方メートル)
- (24) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 241 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(1,165.00 平方メートル)
- (25) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 245 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(716.00 平方メートル)
- (26) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 5 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(5,684.00 平方メートル)
- (27) 北海道苫小牧市字植苗 129 番 38 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(330.00 平方メートル)
- (28) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 232 所在の陽明園敷地 宅地 1 筆
(447.14 平方メートル)
- (29) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 179 所在の陽明園敷地 宅地 1 筆
- (30) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 244 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(83.00 平方メートル)
- (31) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 177 所在の陽明園敷地 宅地 1 筆
(2,973.09 平方メートル)
- (32) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 180 所在の陽明園敷地 宅地 1 筆
(441.00 平方メートル)
- (33) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 247 所在の陽明園敷地 原野 1 筆
(528.00 平方メートル)
- (34) 北海道苫小牧市字植苗 51 番 160 所在のライフウィング敷地
原野 1 筆
(497.00 平方メートル)
- (35) 北海道苫小牧市柳町 4 丁目 8 番 896 所在のナイスディやなぎ敷地
宅地 1 筆
(2,326.62 平方メートル)
- (36) 北海道苫小牧市柳町 4 丁目 8 番 895 所在のナイスディやなぎ敷地
宅地 1 筆
(377.93 平方メートル)
- (37) 北海道苫小牧市柳町 4 丁目 13 番 30 所在のハーフタイム敷地
宅地 1 筆
(190.69 平方メートル)
- (38) 北海道苫小牧市字植苗 129 番 220 所在のグリーンホーム敷地
山林 1 筆
(539.00 平方メートル)
- (39) 北海道苫小牧市字植苗 129 番 221 所在のグリーンホーム敷地

山林 1 筆
(303.00 平方メートル)

(40) 北海道苫小牧市双葉町 3 丁目 56 番 3 所在の総合サポートセンター敷
地

宅地 1 筆
(1,545.94 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 46 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 39 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、苫小牧市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、苫小牧市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間

備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三九に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 44 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第45条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

（種別）

第46条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）居宅介護支援事業

（2）地域包括支援センター 苫小牧市東地域包括支援センターの設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

（解散）

第47条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、苫小牧市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を苫小牧市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人緑星の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	森 岡	永 吾
理事	安 井	淳
理事	戸 部	卯 吉
理事	岩 倉	光 博
理事	先 田	讓 二
理事	丹 治	一 三
理事	橋	浪 蔵
理事	杉 村	茂
理事	菊 地	一 耀
理事	藤 原	盛 三
理事	森 岡	誼 子
監事	矢 嶋	潔
監事	加 賀	忠